

令和8年度診療報酬改定

7. 継続的・効果的な歯周病治療の推進

継続的・効果的な歯周病治療の推進①

歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療の統合

- ライフコースを通じた継続的・効果的な歯周病治療を推進する観点から、**歯周病安定期治療及び歯周病重症化予防治療を統合し、歯周病継続支援治療に改称**するとともに、評価を見直す。

現行

【歯周病安定期治療】

1	1 歯以上10歯未満	200点
2	10歯以上20歯未満	250点
3	20歯以上	350点

[算定要件]

○次の場合は、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は月1回に限り算定する。

イ～ホ
(追加)

○歯周病安定期治療の実施後に行う歯周外科手術は、所定点数の100分の50により算定する。

【歯周病重症化予防治療】

1	1 歯以上10歯未満	150点
2	10歯以上20歯未満	200点
3	20歯以上	300点

改定後

【歯周病継続支援治療】

1	1 歯以上10歯未満	170点
2	10歯以上20歯未満	200点
3	20歯以上	350点

[算定要件]

○次の場合は、3月以内の間隔で実施した歯周病継続支援治療は月1回に限り算定する。

イ～ホ

△ 特別管理加算を算定した場合

ト 地域歯科診療支援病院歯科再診料を算定した患者であって、**遺伝疾患の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合**

○歯周病継続支援治療の実施後に行う歯周外科手術は、所定点数の100分の50により算定する。**ただし、以下の場合、この限りではない。**

- ・全身的な疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合
- ・糖尿病の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合
- ・地域歯科診療支援病院歯科再診料を算定した患者であって、遺伝疾患の状態により、歯周病が重症化するおそれのある場合

（廃止）



継続的・効果的な歯周病治療の推進②

糖尿病患者の歯周病治療の推進

- 糖尿病患者に対して効果的な歯周病の継続治療を行う観点から、歯周病ハイリスク患者加算について名称を見直すとともに、**主治医に対して歯科診療の情報提供を行うことを要件に追加する。**

現行

【歯周病安定期治療】

[算定要件]

○歯周病ハイリスク患者加算

糖尿病の病態によって歯周病の重症化を引き起こすおそれのある患者に対して、歯周病安定期治療を行った場合に、80点を所定点数に加算する。



改定後

【歯周病**継続支援**治療】

[算定要件]

○**重症化予防連携強化加算**

糖尿病の病態によって歯周病の重症化を引き起こすおそれのある患者に対して、**他の保険医療機関（歯科診療のみを行う保険医療機関を除く。）からの情報に基づき歯周病継続支援治療を実施し、治療した内容と今後の治療方針等について情報提供を行った場合に100点を加算する。**

生活習慣病管理料（I）及び（II）の見直し

<医科点数表>

（新） 歯科医療機関連携強化加算 60点（年1回）

[算定要件]

糖尿病を主病とする患者に対して、診療に基づき、歯周病の予防、診断又は治療を目的とする歯科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が歯科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合に算定する。